

特別養護老人ホーム吉井川荘短期入所生活介護及び介護予防事業運営規程

平成14年5月31日
組合規程第17号

改正 平成15年3月27日組合規程第22号 平成17年3月18日組合規程第25号
平成17年9月28日組合規程第31号 平成18年11月22日組合規程第32号
平成19年5月21日組合規程第36号 平成22年3月1日組合規程第41号
平成27年3月31日組合訓令第6号 平成30年8月7日組合訓令第16号
令和元年6月3日組合訓令第22号 令和2年1月7日組合訓令第25号
令和3年4月5日組合訓令第30号 令和3年8月4日組合訓令第36号
令和3年9月3日組合訓令第39号 令和6年3月27日組合規程第46号
令和6年8月1日組合規程第50号

(目的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホーム吉井川荘（以下「事業所」という。）における短期入所生活介護及び介護予防事業（以下「短期入所事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図るとともに、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所事業を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 短期入所事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(施設の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は以下の通りとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム吉井川荘
- 2 所在地 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原838番地

(設備の概要)

第4条 事業所は、事業所内に以下の設備を設ける。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 機能訓練室
- (9) その他（調理室、洗濯室、汚物処理室、介護材料室等）

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用者に指定サービスを提供するうえで、必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

(1) 管理者（荘長） 1人

事業所の従業者の管理。業務の実施状況の把握その他総括全般を行う。

(2) 事務員 1人以上

庶務、会計事務等を行う。

(3) 生活相談員 1人以上

利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 介護支援専門員 1人

利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、指定サービス計画の原案を作成するとともに必要に応じて変更を行う。

(5) 介護職員 17人以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(6) 看護職員 2人以上

医師の診療補助及び医師の指示を受けて、利用者の看護、施設の保健衛生業務を行う。

(7) 管理栄養士又は栄養士 1人以上

栄養計画及び評価、栄養記録等を行う。

(8) 医師 1人以上

利用者の診察、健康管理及び医学的相談を行う。

(9) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が日常生活を営むため必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(10) その他職員 2人以上

前項に定める者のほか、必要がある場合は、その他職員を置く。

(勤務体制の確保等)

第6条 事業所は、利用者に対して適切な指定サービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

2 利用者に対する指定サービスの提供は、事業所の従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(利用定員等)

第7条 利用定員は6名とする。ただし、併設施設の空将利用及び災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(送迎の実施)

第8条 通常の送迎の範囲は次のとおりとする。

(1) 赤磐市の区域内

(2) 美咲町の区域内

(3) 前号各号に加え、荘長が特に必要と認める者

2 送迎は有料とし、料金は介護保険法に定める額とする。

(内容及び手続きの説明並びに同意等)

第8条 事業所は、指定サービスの提供の開始に際して、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得たうえで契約を締結する。

(施設サービスの内容)

第10条 事業所で行う指定サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 短期入所事業計画の作成
- (2) 介護
- (3) 食事
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談及び援助
- (7) その他サービスの提供

(利用料等)

第11条 利用料は別表1及び別表2のとおりとする。

2 短期入所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、その指定サービスが法定代理受領サービスに該当する場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスについて、介護保険法第41条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額から施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 施設は法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

4 その他の費用の額は、指定サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要とされるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は利用者の全額自己負担とする。

(1) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活用品の購入代行（申し込み先：生活相談員） 実費

利用者及びご家族から自ら購入が困難である場合は、購入代行サービスの実施

(2) 理美容費用 2,000円/回

(3) インフルエンザ等接種費用

5 前項の費用の額に関わるサービスの提供にあたっては、利用者が希望したものを施設が提供する場合、利用者又はその家族に対し、当該指定サービス内容及び費用を説明したうえで、同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該指定サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

(受給資格等の確認)

第13条 事業所は、利用申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。

2 事業所は被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(短期入所事業の開始及び終了)

第15条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し、指定サービスを提供する。

2 事業所は、居宅介護支援事業所等と密接な連携により、指定サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(施設利用にあたっての留意事項)

第16条 事業所を利用しようとする者は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。

(2) 飲酒は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

(3) 利用者は、生活環境保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。

(4) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵さない

(5) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑になるなど、事業所内の秩序を乱すような行為を行わない。

(6) 利用者の嘱託医師以外の医療機関への受診は、嘱託医師の指示により対応する。

(7) 所持品および金銭等の管理は、契約者の希望により事業所で管理することができるものとする。

(8) 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度行先、用件、帰荘する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

(9) 故意に事業所若しくは物品に損害を与えた場合は、損害額の賠償を行うこと。

(サービス提供の記録)

第17条 事業所は、指定サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、柵原吉井特別養護老人ホーム組合情報公開条例（平成19年組合条例第86号）により、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(施設サービスの内容)

第18条 事業所で行う指定サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護計画の作成

(2) 介護

(3) 食事

(4) 相談及び援助

- (5) 機能訓練
 - (6) 健康管理
 - (7) その他サービスの提供
- (緊急時等における対応方法)

第19条 施設は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第20条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第22条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のため対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を設置し、定期的(おおむね6月に1回以上)開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第23条 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第25条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。なお、当該記録は5年間保存するものとする。

3 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第26条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。

(4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保）

第27条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

（個人情報保護）

第28条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での指定サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（苦情等への対応）

第29条 事業所は、その提供した指定サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けたときには速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者又はその家族に報告するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

- 3 事業所は、提供した指定サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供した指定サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、苦情を申し立てた利用者又はその家族に対して、いかなる差別的な取扱いを行ってはならない。

(地域との連携)

第30条 事業所は、その運営にあたっては、地域との連携及び交流を図るものとする。
(記録の整備)

第31条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(掲示)

第32条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

- 2 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(研修の機会の確保)

第33条 事業所は、従業者の資質の向上のため研修の機会を設ける。その際事業所はすべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また施設外で行われる研修にも積極的に参加させる。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年間研修計画による

(その他運営に関する留意事項)

第34条 事業所は、適切な指定サービス等の提供を確保する観点から、職場において、行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月27日組合規程第22号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月18日組合規程第25号）

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年9月28日組合規程第31号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月22日組合規程第32号）

この規定は平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年5月21日組合規程第36号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月1日組合規程第41号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日組合訓令第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月7日組合訓令第16号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則（令和元年6月3日組合訓令第22号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年1月7日組合訓令第25号）

この規程は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附 則（令和3年4月5日組合訓令第30号）

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年8月4日組合訓令第36号）

この規程は、公布の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和3年9月3日組合訓令第39号）

この規程は、公布の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和6年3月27日組合規程第46号）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年8月1日組合規程第50号）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

別表 1

介護保険給付サービス

施設の利用料

厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額の 1 割及び 2 割または 3 割。

(単位：円)

負担割合	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割	451	561	603	672	745	815	884
2 割	902	1,122	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
3 割	1,353	1,683	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652

別表 2

食費及び居住費

厚生労働大臣が定める基準費用額（第 1 段階～第 3 段階②、負担限度額の適用がある者はその金額）とし、食費実費負担となる者（第 4 段階）については施設が定める額（1,680 円）とする。

(単位：円)

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
個室	380	480	880	880	1,231
多床室	0	430	430	430	915
食費	300	390	650	1,360	1,680